

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年 2月16日

（工事執行権者）  
福島県県北建設事務所長  
中川 善則

工 事 番 号	第25-41312-0056号
工 事 名	道路橋りょう維持（災防）工事（法面）
質 問 事 項	
<p>1 仮設工の仮囲いですが、本工事と施工延長が同じになっております。扇状の法面で高所作業時に施工範囲外にも転石等が落下することから、第三者災害防止、安全対策等を考慮すると、仮設防護柵延長の再検討が必要と考えられます。施工計画検討で必要になった場合、変更協議の対象となりますか。</p> <p>2 アンカー材料について、物価高騰が続く中、施工時期を予測すると秋期になることから設計見積金額と受注者側の見積金額との差が大きい場合には、見積対応をお願いしたいのですが、変更協議の対象となりますか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 仮設防護柵の延長について、現場状況や施工上の制約等から、当初設計での施工が困難な場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。</p> <p>2 アンカー材料単価について、施工時期により当初設計で計上した単価と受注者側の見積単価に著しい変動が生じた場合は、福島県工事請負契約約款第26条第5項に基づき協議の対象とします。</p>	